

## 11. 建設副産物の手引き（概要版）

# 建設副産物の手引き

循環型社会の構築を目指して

《必携(抜粋)版》

平成28年3月改定  
さいたま市

# 建設副産物の手引き

平成17年2月 制定

平成19年2月 改定

平成23年3月 改定

平成28年3月 改定

## 目 次

<b>第1章 基本的考え方</b>	1
1-1 はじめに	1
1-2 手引きの目的	1
1-3 建設副産物と関係法令	2
1-4 適用と基本方針	4
1-5 リサイクルの目標	5
<b>第2章 建設発生土</b>	6
2-1 搬出・搬入手続き	6
2-2 各段階の検討事項	8
2-3 「リサイクル原則化ルール」について（抜粋）	17
<b>第3章 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材</b>	19
3-1 搬出・搬入手続き	19
3-2 各段階の検討事項	21
3-3 再生資材の利用促進について（抜粋）	27
3-4 建設リサイクル法に基づく手続きについて（抜粋）	29
<b>第4章 建設汚泥</b>	30
4-1 建設汚泥の使用にあたって	30
4-2 搬出手続き	30
4-3 各段階の検討事項	31
4-4 利用手続き	37
4-5 各段階の検討事項	37
<b>第5章 特記仕様書（記載例）</b>	38
5-1 特記仕様書（建設発生土）	38
5-2 特記仕様書（建設汚泥）	39

<b>第6章 参考資料</b> .....	4 1
6-1 用語の説明 .....	4 1
6-2 建設廃棄物処理における排出事業者の責務と役割 .....	4 5
6-3 建設廃棄物の処理計画書に記載する内容 .....	4 5
6-4 建設発生土の処分に関する関係法令 .....	4 6
6-5 再生資材の利用用途 .....	4 7
6-6 さいたま市建設副産物対策協議会設置要綱 .....	4 8
<b>建設副産物の手引き 様式編 (一部)</b> .....	5 1

 ・ ・ グレー文字は必携掲載時に省略しています。

# 第1章 建設発生土

## 1-3 建設副産物と関係法令（1-1、1-2は省略）

建設副産物と再生資源、建設廃棄物との関係は、図1—3—1に示すとおりである。

再生資源のうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、「建設リサイクル法」に基づき再資源化等が義務づけられ、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「資源有効利用促進法」という。）において再生資源として利用を促進することが特に必要なものとして指定されている。

建設廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が適用され、適正な処理等が必要である。

また、廃棄物及びリサイクルに関する法体系は、図1—3—2に示すとおりである。

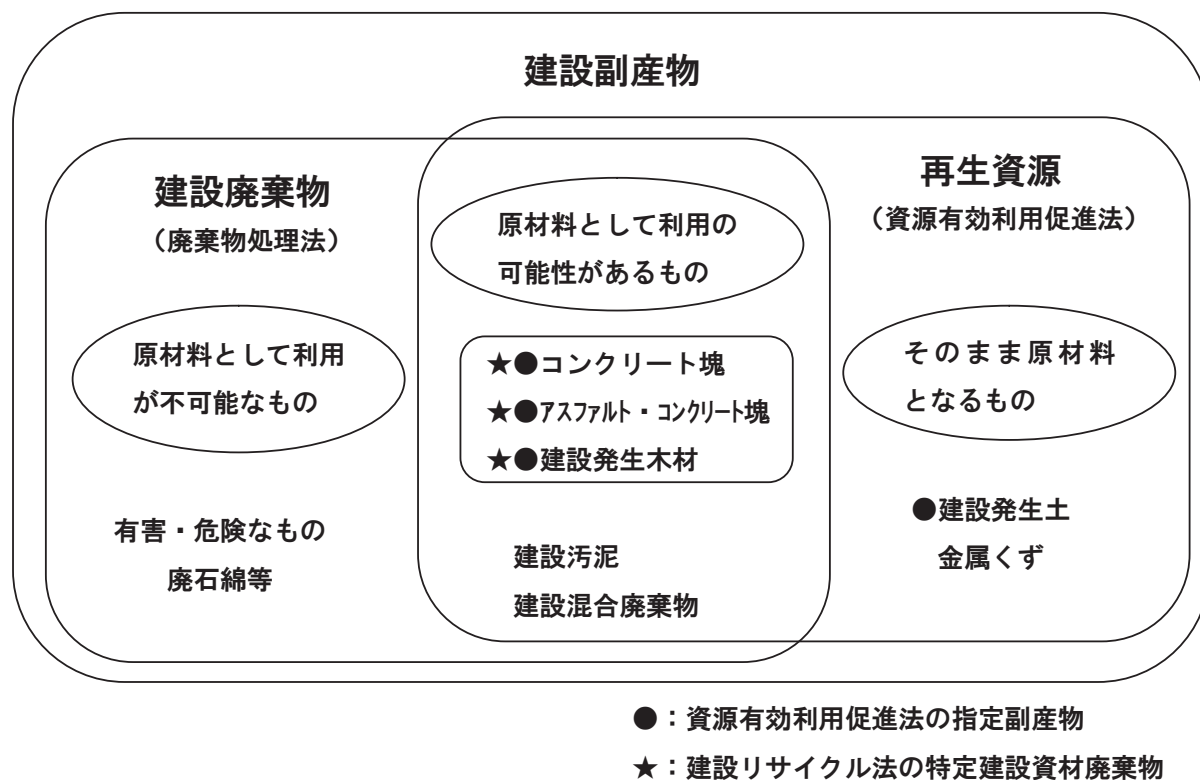


図1—3—1 建設副産物と再生資源、建設廃棄物との関係

# 循環型社会の形成の推進のための法体系

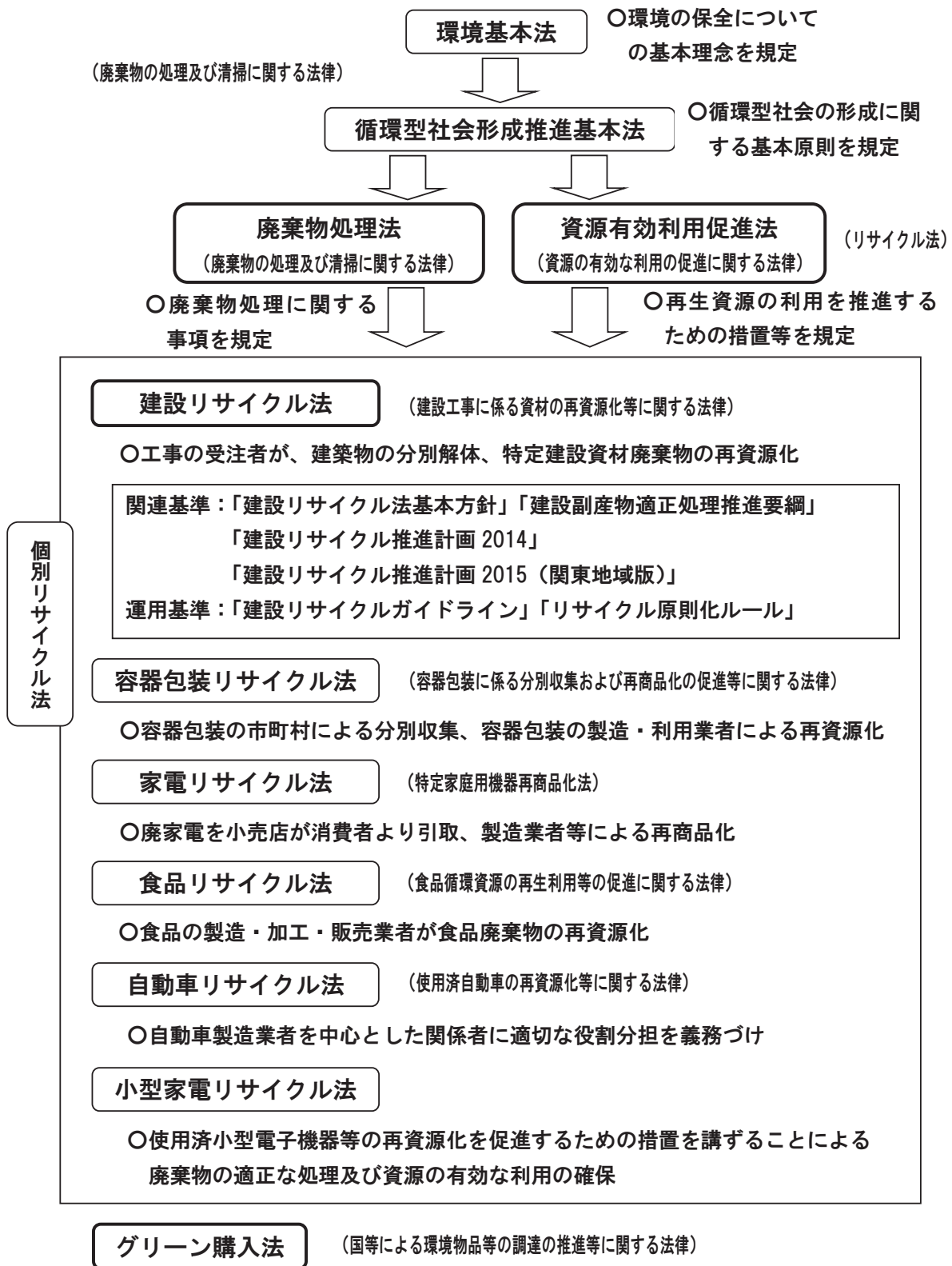


図1-3-2 廃棄物・リサイクル関連法全体像

## 第2章 建設発生土

### 2-2 各段階の検討事項

本市の発注する建設工事においては、国土交通省より通知された『公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について（平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）』（P17参照）により運用を行うこととする。

#### (1) 計画時

##### ① 工法の検討

建設発生土の発生量は、設計等の影響を大きく受ける。このため、計画段階で盛土切土の土工量のバランスを考慮する必要がある。

また、低品質土の改良技術等の建設発生土利用拡大に資する技術を、積極的に活用するよう検討する。

計画段階で「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日国土交通省策定）」に定める「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」を作成し、建設発生土の適正な処理と有効利用を図る。

なお、詳細設計などで検討すべき主な項目は次のとおりである。

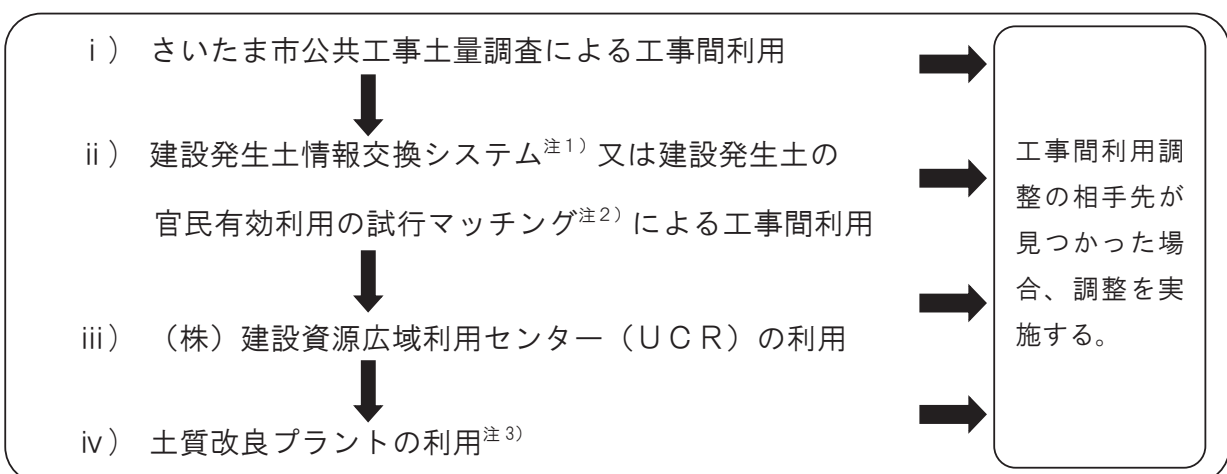
- 建設発生土の種類、土質及び数量の把握
- 建設発生土の発生の抑制や再利用の推進に資する工法の検討
- 建設発生土の種類に応じた再利用方法の検討

##### ② 工事間利用の検討

新材採取に伴う自然環境への負担軽減、土の運搬に用いるトラック総数の減少、建設発生土の不適正処理の減少等を図るため、発注者は、建設発生土の工事間利用を促進する。

建設発生土を搬出又は搬入する場合は、原則として、工事現場から50kmの範囲内で他の公共工事等を調査し、用途に応じた土質や時期を考慮して工事間利用を行うものとする。

建設発生土を搬出・搬入する場合に、相手先を検索する手法は次のとおりであり、。



注1) (一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運営・管理するWEBオンラインシステムであり、建設発生土が発生する公共工事(搬出工事及び搬入工事)についての土量情報を提供するものである。

注2) (一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運営・管理するWEBオンラインシステムであり、建設発生土が発生する民間工事等(搬出工事及び搬入工事)についての土量情報を提供するものである。

注3) 軟弱な建設発生土のために工事間利用できない場合は、土質改良プラントを利用する。

i) さいたま市公共工事土量調査による工事間利用

さいたま市公共工事土量調査を実施し、工事間利用を行う。

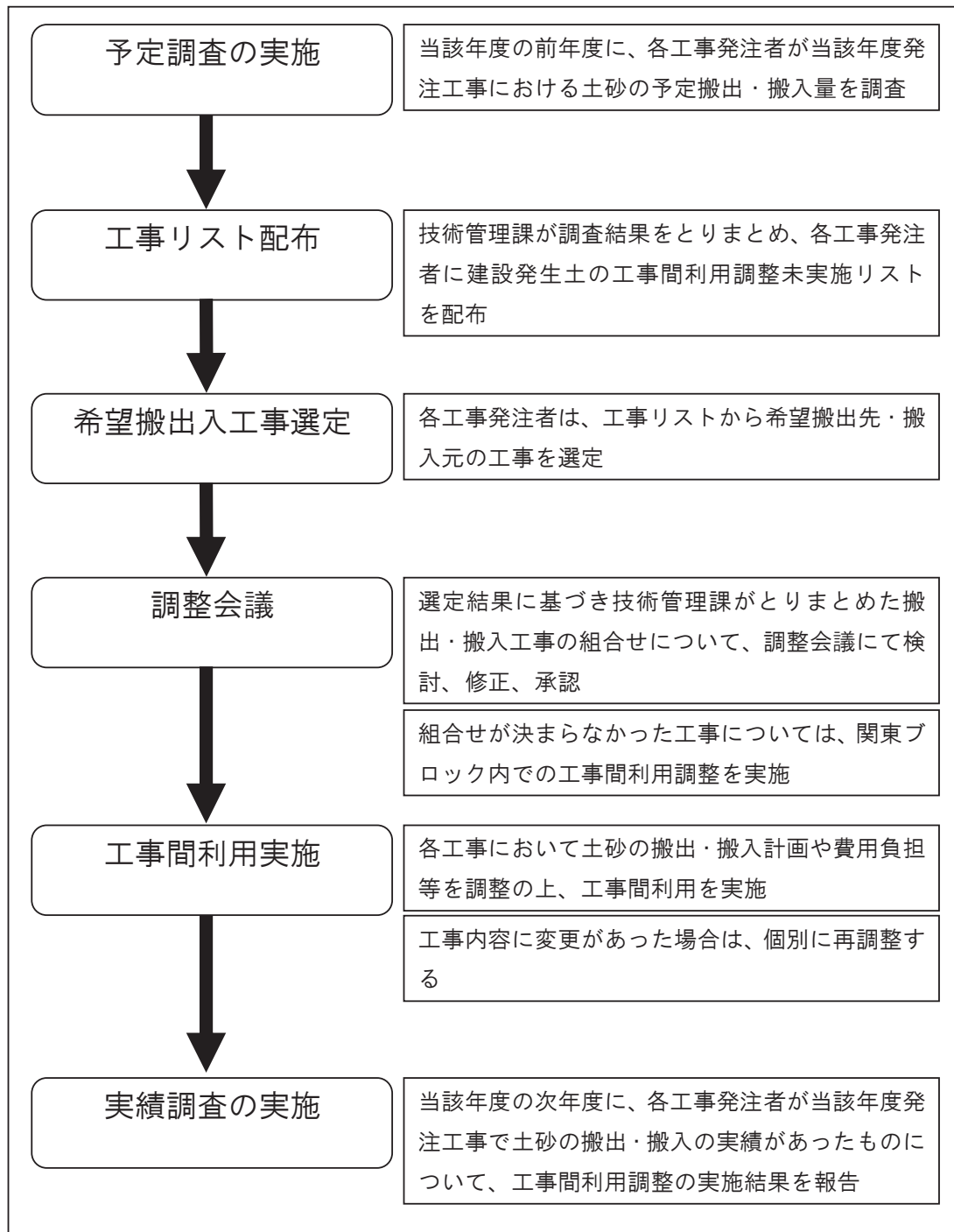


図2-2-1 さいたま市建設発生土工事間利用調整のフロー



ii) 建設発生土情報交換システム又は建設発生土の官民有効利用の試行マッチングによる工事間利用

建設発生土情報交換システムを活用して公共工事土量調査（予定工事）等に土量等の工事データを登録し、発注者間で建設発生土の利用調整を行う。

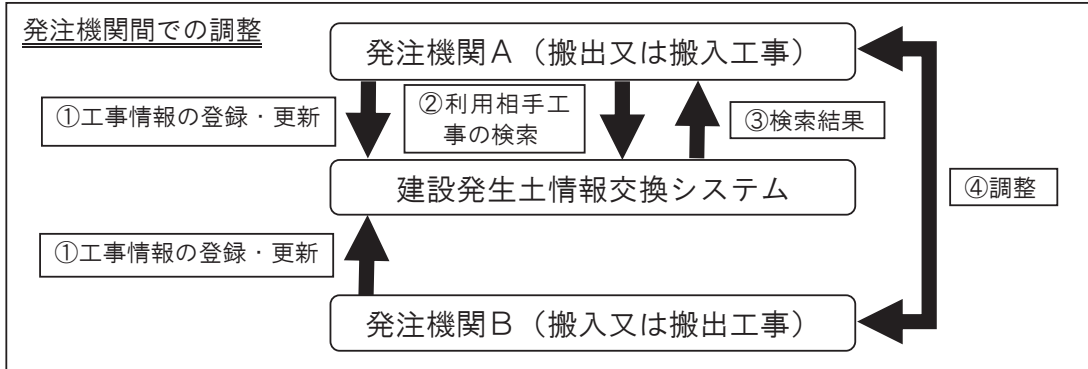


図2-2-2 建設発生土情報交換システムの利用フロー(運用機関:JACIC)

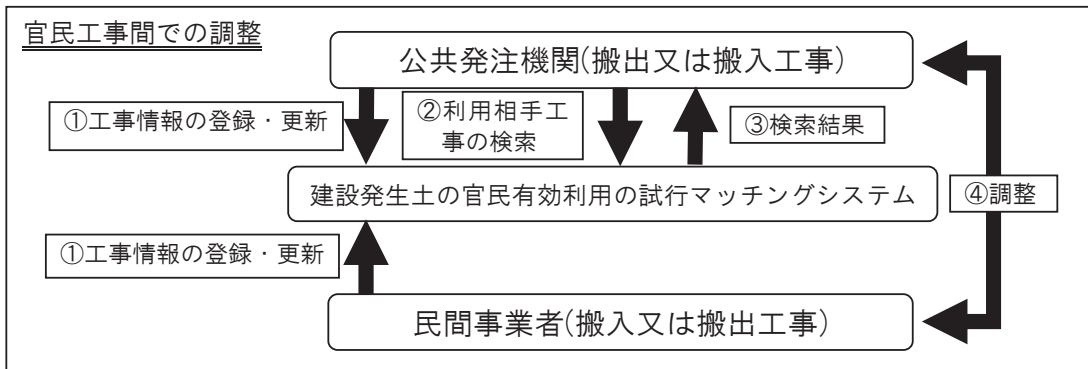


図2-2-3 建設発生土の官民有効利用の試行マッチングの利用フロー(運用機関:JACIC)

iii) (株)建設資源広域利用センター(UCR)の利用

毎年1回、UCR受入地リストが配布され、利用希望を募り、UCR調整会議においてUCR受入地が決定される。発注の前年度に技術管理課がUCRと調整を行うが、間に合わなかった場合は各課でUCRへ照会すること。ただし、この場合、UCR調整会議において決定される工事が優先される。

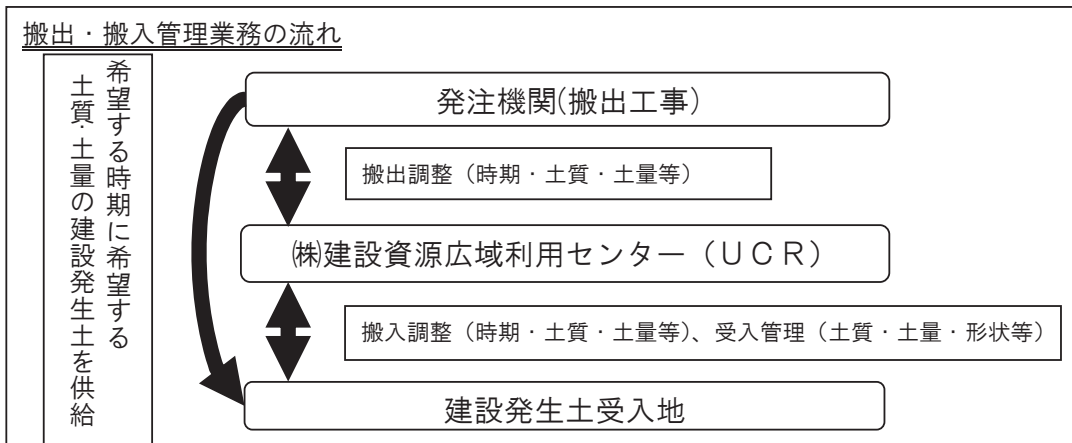


図2-2-4 (株)建設資源広域利用センター(UCR)利用のしくみ

## iv)土質改良プラントの利用

- ・ 建設発生土がそのままの品質で使用できない場合(第4種建設発生土など)は、土質を改良した上で、再利用を図ることができる。
- ・ 土質改良には、搬出前に現場で行う場合と、土質改良プラントへ搬入して行う場合がある。
- ・ 土質改良プラントへ搬入する場合は、(1)建設発生土を土質改良プラントへ持ち込み、改良後その持ち込んだ全量を引き取り再利用する場合と、(2)建設発生土を改良する目的で土質改良プラントに持ち込み、そのまま処分とする場合がある。
- ・ 公共工事においては、建設副産物のリサイクルを進めるため、(1)の改良後全量を引き取り再利用する方法により、公共工事間の建設発生土の流用を推進するものとする。

## ③ 留意事項

## ア 土質区分と適用用途

建設発生土を建設資材として利用する場合には、「発生土利用基準(土質区分基準及び適用用途標準)(平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)」を参考とする。

また「良質土」とは、「土質区分基準」及び「適用用途標準」に定めた建設発生土のうち第1種から第3種建設発生土をいい「不良土」とは、第4種及び泥土をいう。

## イ 建設発生土の工事現場からの搬出

建設発生土の不適正処理を防止するため、工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場へ搬出(指定処分)する。(経済性にはかかわらず実施するものとする。)

なお、さいたま市建設副産物対策協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先する。

ただし、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出(準指定処分)することを妨げない。

## ウ 搬出時の徹底事項

建設発生土を搬出する際は、がれき類等の産業廃棄物が混入しないようにしなければならない。建設発生土に産業廃棄物の混入が認められたときは、現場内での分別を徹底すること。

## エ 建設発生土および建設汚泥処理土の利用(経済性にはかかわらず実施するものとする。)

工事現場から50kmの範囲内に建設発生土または建設汚泥(建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合)を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。

なお、さいたま市建設副産物対策協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。

④ 建設汚泥との関係

建設発生土は、一般的に産業廃棄物とならないが、特に軟弱なものについては、「土質区分基準」において泥土に区分される。泥土のうち、河川等の浚渫に伴う土砂その他これに類するものは、「廃棄物処理法」の適用を受ける廃棄物から除外されているが、地下鉄の工事現場等から排出される含水率が高く粒子の微細な泥状のもの（場所打ち杭工法や泥水シールド工法などで生ずる廃泥水）は、建設汚泥として産業廃棄物（汚泥）に該当し、「廃棄物処理法」の適用を受けるので、その利用又は処分によって疑義のある場合は、さいたま市産業廃棄物指導課と協議が必要である。

また、「建設廃棄物処理指針（環境省）」によれば、「粒子が直径74ミクロンを越える粒子を概ね95%以上含む掘削物にあつては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状ではなく流動性を呈さなくなったものであつて、かつ、生活環境の保全上支障ないものは土砂として扱うことができる」とされている。

なお、建設発生土と泥土及び建設汚泥の関係は次のとおりである。

		土質区分基準による区分		建設廃棄物処理指針 (廃棄物処理法による分類)	
		区分	性状、強度		
発生土	建設発生土	第1種建設発生土	礫及び砂状	建設発生土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設汚泥以外の土砂</li> <li>・地山掘削により生じる掘削物</li> <li>・浚渫土</li> </ul>
		第2種建設発生土	コーン指数 800 kN/m <sup>2</sup> 以上		
		第3種建設発生土	コーン指数 400 kN/m <sup>2</sup> 以上		
		第4種建設発生土	コーン指数 200 kN/m <sup>2</sup> 以上		
		泥土	コーン指数 200 kN/m <sup>2</sup> 未満		建設汚泥

図2-2-4 発生土の分類図

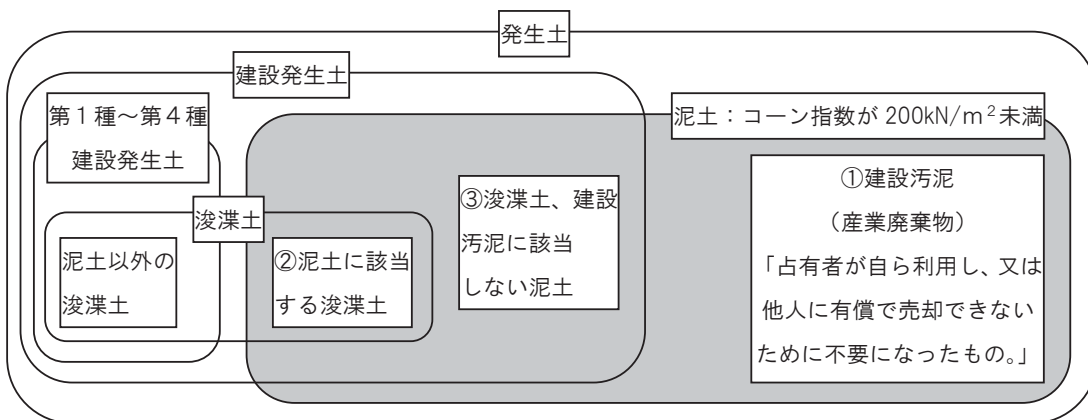


図2-2-5 発生土における建設汚泥の位置づけ

## ⑤ 汚染土への対応

工場、研究所等の跡地では、過去の事故、有害物質の不適切な取扱いまたは自然的原因により有害な重金属が地盤に含まれている場合がある。このような地盤からの発生土を不用意に取り扱くと汚染の拡大につながる恐れがあるため、工事の計画に当たっては十分な注意が必要である。

### ア 埼玉県土砂条例およびさいたま市土砂条例

「埼玉県土砂条例」及び「さいたま市土砂条例」に基づき、土壌基準に適合しない土砂をたい積に使用してはならない。

### イ 土壌の汚染に係る判定基準

有害物による土壌の汚染については「土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終変更平成26環告44）」が定められており、これに適合する発生土は、建設工事に利用することが可能である。

ただし、工場跡地など有害物に汚染されている可能性のある場合は、計画・設計段階でこの基準に適合しているか否か慎重に見極める必要がある。また、「土壌汚染対策法（平成15年2月施行）」に適合することが必要である。

なお、基準に適合しない土壌については「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（暫定版）（平成15年7月 土木研究所）」等に基づき、関係機関と十分に協議のうえ、適切に処理する必要がある。

### ウ さいたま市生活環境の保全に関する条例等

「さいたま市生活環境の保全に関する条例」により、3,000m<sup>2</sup>以上の土地について土地の改変を行う場合には、改変しようとする土地の過去の土地利用を調査し報告するとともに、土壌が汚染されているおそれがある場合には、汚染状況の調査が必要である。（問合せ先：さいたま市環境対策課）

## ⑥ 建設発生土利用基準

建設発生土利用基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的に策定されている。（平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号「発生土利用基準について」より）

## (2)設計・積算時

### ① リサイクル計画書(積算段階)の作成・報告

### ② リサイクル阻害要因説明書の作成・報告

設計者は、リサイクルの状況を把握し、より一層の推進に向けた検討・調整を行うため、「建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書(積算段階)」及び「リサイクル阻害要因説明書」(リサイクル率が目標値に達しない場合)を設計前に作成し、建設副産物推進員(さいたま市建設副産物対策協議会委員)に当該工事のリサイクル状況を説明して承諾を受け、工事起工前に添付するものとする。

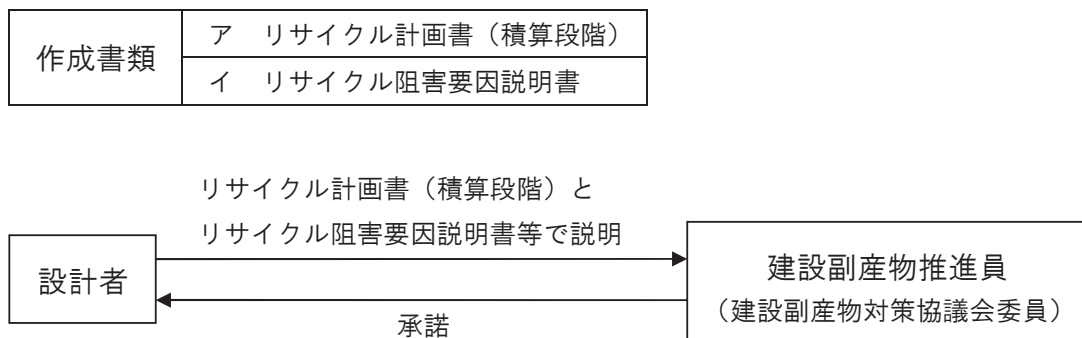


図2-2-6 リサイクル検討・調整

### ③ 特記仕様書への条件明示

第5章の特記仕様書(記載例)を参考とする。

### ④ 留意事項

#### ア 受入場所の設定

- ・ 設計者は、設計・積算に当たり、受入場所の処理能力、容量、受入時間、受入条件等に十分留意する。
- ・ 工事間利用において搬出側工事の発注者は、原則として、搬出する土量の多少にかかわらず、土質試験及び地質分析を行わなければならない。  
ただし、受入側工事の発注者と協議して定めた場合は、この限りでない。

#### イ 運搬費等

- ・ 指定処分を原則とし、処分場所までの運搬距離、ガードマンの必要性等の現場条件を勘案した作業内容に応じ積算する。
- ・ 準指定処分とする場合は、これまでの実績を勘案して想定される運搬距離等で積算し、実際の搬出状況に応じて設計変更する。

#### ウ 処分費等

- ・ 他の公共工事へ搬出する場合は、原則として処分費は計上しない。  
ただし、UCRを利用する場合は、UCR処分費を計上する。
- ・ 土質改良プラントへ搬出する場合は、受入費または改良費を計上する。

- ・ 土木工事標準積算基準書では、「処分費等」に係る諸経費の算出方法が定められているので積算に当たって注意する。

#### エ 敷均し費

- ・ 処分場所における敷均し費用は、必要に応じて計上する。

#### オ 設計変更

- ・ 運搬距離、数量及び処分費の増減による設計変更を行うことができる。

### (3) 工事着手前

#### ① 施工計画書の受理

監督員は、建設発生土の再利用計画の作成（施工計画書）を請負者に指示し、内容を確認する。

#### ② 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の受理、確認

1,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬入（搬出）する場合、監督員は、「資源有効利用促進法」に基づき「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」の作成を請負者に指示し、施工計画書に添付させ内容を確認する。計画書の作成は、建設リサイクルデータ統合システム＜CREDA S＞入力システムとする。

また、本市では、建設副産物実態調査の精度を確保するため、請負金額100万円以上の工事を調査対象としているので、これに該当する工事についても「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」を作成させることとする。

なお、＜CREDA S＞のデータは、工事完成時に技術管理課へ提出する。

#### ③ 建設発生土搬出のお知らせの写しの受理

100m<sup>3</sup>以上の建設発生土をさいたま市外に搬出する場合、監督員は、「建設発生土搬出のお知らせ」の作成を請負者に指示し、その写しを施工計画書に添付させ内容を確認する。併せて、搬出先の市町村へ通知させる。

ただし、市内への搬出の場合は、提出を不要とする。

#### ④ 土砂たい積許可の取得

500m<sup>2</sup>以上のたい積を行う場合、「さいたま市土砂条例」に基づき、土砂のたい積に関する計画を定め、市長の許可（許可申請先：さいたま市産業廃棄物指導課）を得る必要がある。ただし、工事間利用を行う場合は許可の対象から除かれている。

#### ⑤ 土砂排出届出書の写しの受理、確認

500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合、監督員は、「埼玉県土砂条例」に基づき請負者に「土砂排出届出書」を受理担当機関（埼玉県環境管理事務所）へ提出したことを確認し、写しを提出させる。

その他建設発生土の処分に関する関係法令は、第6章「6-4 建設発生土の処分に関する関係法令」を参考とする。

## (4)工事中

### ① 施工過程での品質保証・施工管理方法

#### ア 発生側における品質保証・施工管理

発生側工事の発注者は発生土の区分、土質性状、発生量及び時期等を含めた発生土に関するデータを利用側工事の発注者に提示するとともに、利用側工事の希望する用途の品質に適合するように努める。

その際、掘削・仮置等の施工方法によって当初計画の発生土の品質が低下しないように施工管理を行う。

#### イ 利用側における施工管理

利用側工事の発注者は、受入土の品質を確認し、対象用途の基準に適合するように施工管理を行う。

また、建設発生土に廃棄物が混入しないように留意するとともに、汚染土壌であった場合は、適切に取り扱うよう、請負業者に指示を行う。

指定処分地の変更など、積算時に明示された条件に変更が生じた場合は、設計変更を行う。

また、工事情報の変更があった等の場合に公共工事土量調査入力データを速やかに更新し、必要に応じて、新たな建設発生土の利用調整を行うために、建設発生土情報交換システムを活用して、個別に利用調整を行う。

### ② 埼玉県土砂条例の手続きの確認

不適正な処理の防止のため、建設発生土の運搬、受入地での盛土等が施工計画どおりに実施されていることを確認する。

## (5)工事完了時

### ① 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書の受理、確認

監督員は、(3)②に該当する工事について、「資源有効利用促進法」に基づき、工事完了時に「再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書」の作成を請負者に指示し、内容を確認する。

実施書の作成は、建設リサイクルデータ統合システム<CREDA S>入力システムとする。

なお、<CREDA S>のデータは、工事完成時に技術管理課へ提出する。

### ② 搬出先の確認等

監督員は、実際に処分を行ったことを証明する資料（受入地の受入契約書、明細書、写真等）の提出を請負者に指示し、不法投棄が行われないう指導する。

また、運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに安全な運搬に必要な措置を指示する。

公共工事土量調査（実績工事）に建設発生土の利用調整実績等を入力する。

なお、工事間利用調整が完了した工事については、技術管理課へその旨を報告すること。

## 第3章 アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材

### 3-2 各段階の検討事項

本市の発注する建設工事においては、第2章「2-2 各段階の検討事項」と同様に「リサイクル原則化ルール」に則った運用を行うこととする。

#### (1) 計画時

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材は、計画段階から「建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」を作成し、建設廃棄物の適正処理と再生資材の利用を図る。

##### ① 再生骨材の利用

工事現場から40km範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質や再生資材の発生状況などに留意しつつ、積極的に再生骨材<sup>注1)</sup>（再生切込砕石・再生粒度調整砕石及び再生砂）を利用する。

注1) 再生骨材の利用については、「再生資材の利用促進について（平成20年3月25日付けさいたま市建設副産物対策協議会会長（建設局長）通知）」（P27 参照）により、使用指針を適用するものとされており、取扱いに留意すること。

##### ② 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質や再生資材の発生状況などに留意しつつ、再生加熱アスファルト混合物の利用を推進する。

##### ③ 再生木質ボード(パーティクルボード・繊維板・木質系セメント板)の利用

「さいたま市グリーン購入推進基本方針」に定める再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）を積極的に利用する。

##### ④ 再生資材の利用用途

再生資材の利用用途は、第6章「6-5 再生資材の利用用途」を参考とする。

##### ⑤ 現場内利用(自ら利用)の検討

排出事業者（原則として、元請業者が該当）は、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材の自ら利用に努めるものとする。

なお、排出事業者が自ら利用する場合には、自ら中間処理等を行って客観的な有価性（※一般的に有価物として市場で取引されている資材と同等の製品価値）が見いだせるものにしてから利用しなければならない。

また、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材は産業廃棄物に該当し、「廃棄物処理法」の適用を受けるので、その利用又は処分に当たって疑義のある場合は、さいたま市産業廃棄物指導課と協議すること。



## (2)設計・積算時

### ① リサイクル計画書(積算段階)の作成・報告

### ② リサイクル阻害要因説明書の作成・報告

設計者は、「建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書(積算段階)」及び「リサイクル阻害要因説明書」(リサイクル率が目標値に達しない場合)を設計前に作成し、建設副産物推進員(さいたま市建設副産物対策協議会委員)に当該工事のリサイクル状況を説明して承諾を受け、工事起工時に添付するものとする。

作成書類	ア リサイクル計画書(積算段階)
	イ リサイクル阻害要因説明書

### ③ 法令に合致した適正な施工方法による解体費の積算

建築物等の解体工事については、「建設リサイクル法」により、分別解体等の方法が手作業又は手作業及び機械による併用作業と規定されているので、解体する部分により法令で定められている適正な方法で積算する。

なお、工事現場での分別解体後の積み込み作業までが、解体工事である。

### ④ 再資源化施設への運搬費、処分費の計上

再資源化施設への運搬費、処分費を計上する。計上に当たっては、対象となる再資源化施設が複数ある場合は、最も経済的な〔運搬費+処分費(廃材持込料)〕とする。

なお、法令上は指定建設資材廃棄物(木材が廃棄物となったもの)の再資源化について、50km以内に再資源化施設がない場合は縮減(木材における縮減とは、焼却)が認められている。さいたま市内の現場からは50km以内に再資源化施設があるが、施設の処理能力の関係で受け入れが不可能な場合など、やむを得ない事情があるときは縮減することができる。

### ⑤ 留意事項

#### ア 再資源化施設の設定

設計者は、設計・積算に当たり、再資源化のための施設の処理能力、受入時間、受入条件等に十分留意する。

#### イ 木材を再資源化するための施設等に関する情報

都県政令市等のホームページで産業廃棄物処分業等の許可業者名簿を閲覧することができるので、安易に最終処分(焼却による減量化・縮減を含む)することのないよう留意する。

また、木材については、中間処理を行っている許可業者のうち、「再資源化」を目的として「破碎」を行っている施設が該当するが、再資源化を目的としない施設もあるので、留意する。

#### ウ 建設副産物情報交換システム<sup>注2)</sup>

建設副産物のリサイクルをより円滑に行うため、建設副産物情報交換システムの活用を行う。

注2) 建設副産物情報交換システムは、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が運営・管理するリサイクルの向上を目的としたWEBオンラインシステムである。

⑥ 建設リサイクル法について

「建設リサイクル法」の対象建設工事は、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、以下の規模以上の工事である。

表3-2-1 建設リサイクル法対象工事

対象工事の種類	規模の基準
建築物の解体	延床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
建築物の新築・増築	延床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負代金の額 1億円 以上
その他の工作物に係る工事（土木工事等）	請負代金の額 500万円 以上

請負代金 500 万円（消費税込み）以上の土木工事の場合、対象建設工事にならないのは、「特定建設資材を使わない」かつ「特定建設資材廃棄物が発生しない」工事だけである。例としては、浚渫工事、土質改良工事、塗装工事などがある。

また、特定建設資材である木材は、土木・建築に関する工事に使用される木材をいうもので、工事に伴って発生する伐採材、伐根材、剪定枝葉等は、特定建設資材に該当しない。

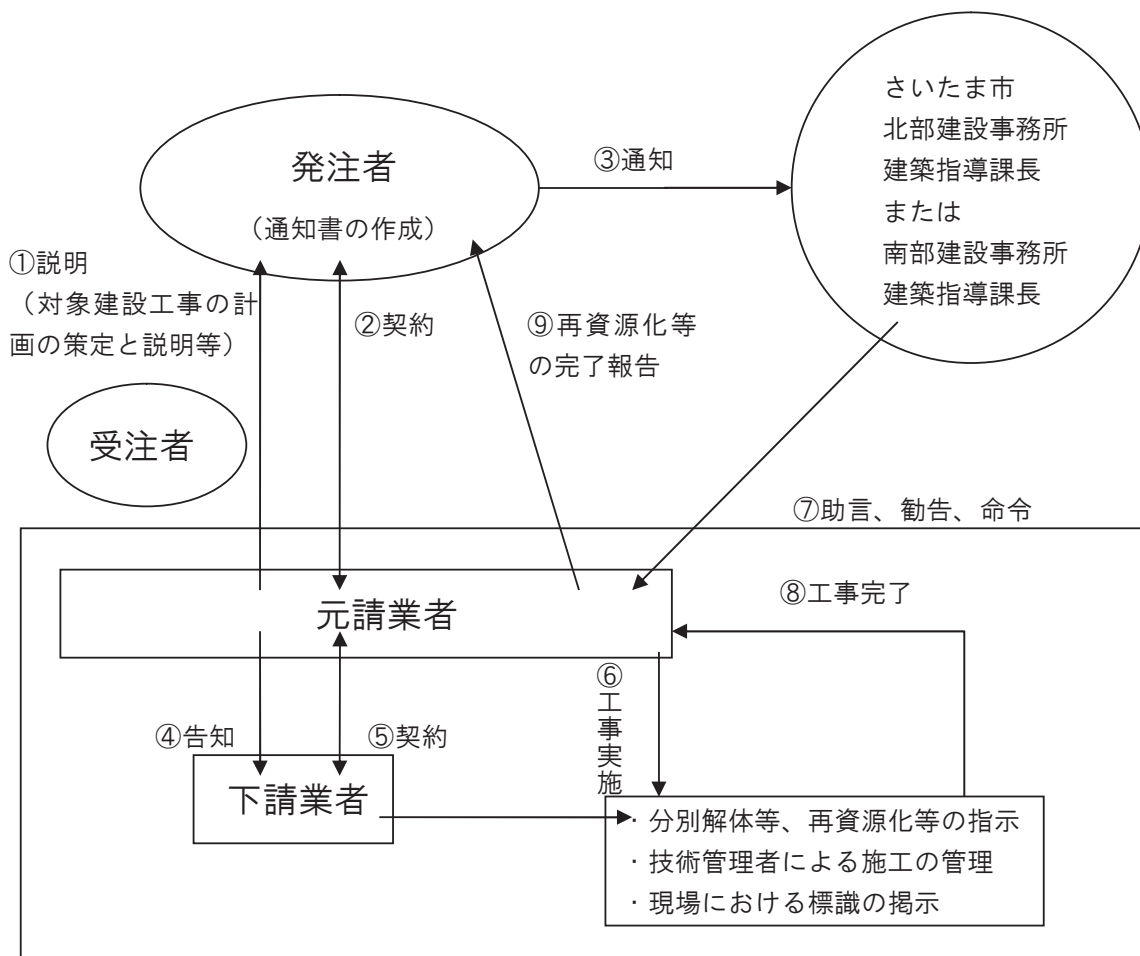


図3-2-1 建設リサイクル法に基づく分別解体・再資源化のフロー

### (3)入札・契約時

#### ① 分別解体等の説明の聴取

発注者は、契約前に、落札者から「建設リサイクル法」の規定に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法等について記載した資料により、説明を受ける。

#### ② 契約書への記載

発注者は、落札者に、「建設リサイクル法」等の規定に基づき以下の項目を記載した「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面」（以下「法律第13条に基づく書面」という。）を作成させ、提出させる。なお、この書面は、工事請負契約書に綴りこまれるものである。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

#### ③ 法律第13条に基づく書面への記載

##### ア 事務の流れ

法律第13条に基づく書面については、契約事務担当者と工事（設計）担当者とが連携して対処することとする。一般的には以下の事務の流れとなる。

- ・落札者は、契約事務担当者から書面の様式を受領し、所定の事項を記入する。
- ↓
- ・工事（設計）担当者は、落札者に書面を提出させ、内容について確認し調整する。
- ↓
- ・落札者は工事（設計）担当者と調整後、速やかに契約事務担当者に提出する。

##### イ 解体工事に要する費用の記載

書面に記載する解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用は、原則として工事落札者の見積額とするが、必要に応じて当事者間の調整を行うこととする。従ってその額は、設計書の金額と一致するものではなく、また一致しない場合でも契約変更の対象としない。

##### ウ 再資源化施設等の記載

書面において、再資源化等をするための施設の名称及び所在地については、予定された施設への搬入が困難になる場合を想定して、特定建設資材廃棄物ごとに複数箇所を記載する。

##### エ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の記載

書面において、解体工事は建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事であることから、土木工事では、橋梁の撤去工事などが該当する。舗装工事における既設舗装の撤去や土木施設の改良工事における既設擁壁の撤去等は維持修繕工事として扱うので、解体工事に要する費用としての計上は必要なく、再資源化等に要する費用のみを記載する。なお、再資源化等に要する費用は、運搬費及び処分費（廃材持込料）で、原則として工事落札者の見積額（諸経費、消費税を含む）とするが、必要に応じて当事者間での調整を行うこととする。

#### オ 記載内容の変更

書面の記載内容に変更が生じた場合は、原則として契約変更の対象となる。

### (4) 工事着手前

#### ① 元請業者と処分業者・収集運搬業者との委託契約の締結の指示、確認

監督員は、建設廃棄物（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材）の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づき、排出事業者（元請業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、処理委託契約書の写し、再資源化施設等の許可証の写しなどにより適正処理を確認する。

なお、収集運搬業務も委託する場合は、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を別に締結するよう指示し、収集運搬委託契約書の写しによりその内容を確認する。

建設廃棄物処理における搬出事業者の責務と役割については、第6章「6-2 建設廃棄物処理における排出事業者の責務と役割」を参考とする。

#### ② 施工計画書の受理

監督員は、施工計画書において、建設廃棄物処理計画の作成を請負者に指示し、内容を確認する。

建設廃棄物の処理計画書については、第6章「6-3 廃棄物の処理計画書に記載する内容」を参考とする。

#### ③ 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の受理、確認

監督員は、次に該当する場合、「資源有効利用促進法」に基づき「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」の作成を請負者に指示し、施工計画書に添付させ内容を確認する。計画書の作成は、建設リサイクルデータ統合システム＜CREDA S＞入力システムとする。

（再生資材を利用する場合）再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事
------------------------------------

- ・ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物（再生アスファルトを含む）を搬入する工事
- ・ 500 t 以上の砕石（再生骨材等を含む）を搬入する工事

（建設副産物を搬出する場合）再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事
---------------------------------------

- ・ アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材を合計で200 t 以上搬出する工事

また、本市では、建設副産物実態調査の精度を確保するため、請負金額100万円以上の工事を調査対象としているので、これに該当する工事についても「再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書」を作成させることとする。

なお、＜CREDA S＞のデータは、工事完成時に技術管理課へ提出する。

#### ④ 分別解体等と再資源化等の工事内容の市長への通知

発注者は、「建設リサイクル法」第11条に基づき、さいたま市長に対して通知<sup>注3)</sup>しなければならない。なお、手続きに当たっては以下の事項に留意する。

- ・ 通知書の様式 : 「建設副産物の手引き 様式編」の様式による。
- ・ 通知書の受理機関: 通知書の受理機関は、建築主事をおく特定行政庁である。（さいたま市北部・南部建設事務所建築指導課）ただし、対象工事の施工区域が複数の行政庁にまたがる場合は、その区域を含むすべての行政庁へ通知を行う。

- ・通知期間 : 対象建設工事の着手日の前日までに、あらかじめ通知書受理機関に通知する。
- ・通知書の提出 : 通知書を提出する場合、発注者本人である必要はなく、発注者の機関に所属する職員であれば、提出することができる。この場合に委任状は必要ない。

注3) 「建設リサイクル法に基づく手続きの徹底について(平成23年2月21日付け建築総務課長通知)」(P29)を参照

## (5)工事中

### ① 施工手順の確認

解体工事については、原則として次の工程で施工されていることを確認する。

- ア 建築物の解体工事の場合**
  - i) 建築設備、内装材等の取り外し
  - ii) 屋根ふき材の取り外し
  - iii) 外装材、上部構造の取り壊し
  - iv) 基礎の取り壊し
- イ 工作物の解体工事の場合**
  - i) 付属物の取り外し
  - ii) 本体の取り壊し
  - iii) 基礎の取り壊し

### ② 分別解体等の方法の確認

分別解体等の施工方法(手作業、手作業及び機械作業)が施工計画書どおり行われていることを確認する。

## (6)工事完了時(再資源化等の完了時)

### ① 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書の受理、確認

監督員は、(4)③に該当する工事について、「資源有効利用促進法」に基づき、工事完了時に「再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書」の作成を請負者に指示し内容を確認する。実施書の作成は、建設リサイクルデータ統合システム<CREDA S>入力システムとする。なお、<CREDA S>のデータは、工事完成時に技術管理課へ提出する。

### ② 建設廃棄物マニフェストの受理、確認

監督員は、請負者が建設廃棄物(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材)の処理を委託した場合、適正な処理を確認するため、マニフェストシステム(電子マニフェストを含む)によるA票、B2票、D票、E票の提示を求め、処理状況を確認するとともに、D票、E票の写しの提出を指示する。

### ③ 再資源化等の完了報告の受理

発注者は、建設リサイクル法第18条に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時点で、請負者から文書(再資源化等報告書)で下記事項の報告を受ける。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称および所在地
- ・再資源化等に要した費用

この場合、「資源有効利用促進法」等に基づき再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付させる。

## 第4章 建設汚泥

### 4-3 各段階の検討事項

本市の発注する建設工事においては、第2章「2-2 各段階の検討事項」と同様に「リサイクル原則化ルール」に則った運用を行うこととする。

#### (1) 計画時

##### ① 発生を抑制する工法の検討

工事施工方法の選定に当たって、まず、建設汚泥が発生しない工法（泥水、安定液を使用しない）について十分に検討する。

どうしても建設汚泥が発生する場合は、建設汚泥の発生の少ない工法（掘削断面の合理化等により掘削土量の削減を行う）について検討するとともに、建設汚泥の性状が掘削する地盤の土質条件や掘削方法により異なることから、事前の土質調査に基づいて廃棄物の取り扱いや処理方法について十分に検討する。このとき、建設汚泥の適正な利用の推進を第一に考えることとする。

例えば、自ら中間処理し、埋戻し材、路床材、堤防・宅地造成用資材等の建設資材とすることを目的とした計画を立てる。さらに、再資源化施設に搬入し、減量化及び再資源化を図るものとする。

また、計画段階から「建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」を作成し、適正な処理と有効利用を図る。

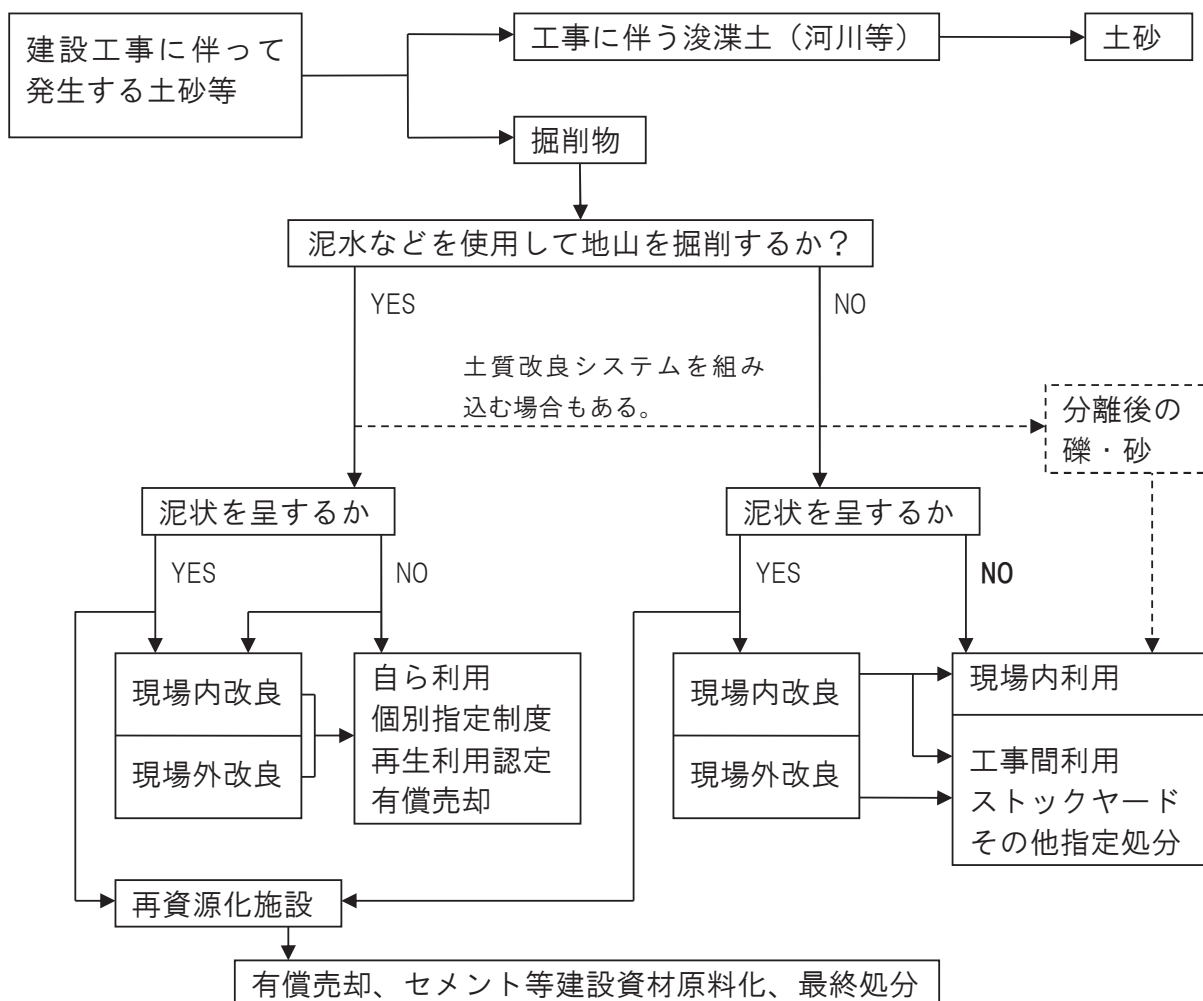


図4-2-1 建設泥土の取り扱いフロー（例）

## ② 縮減(脱水等)

工法等の制約から建設汚泥が発生する場合は、発生した工事現場内において分級、濃縮等を行い、徹底した縮減を図るとともに、分級等の後、玉石・礫・砂分等は建設発生土として利用するものとする。

また、分級を行った後の泥水については、循環利用や再利用を行い、余剰となった泥水・泥土については、脱水、濃縮、沈殿等により縮減を行う。

脱水後の濾水については、場内での再使用に努め、公共用水域への排出量の削減により環境に与える負荷の軽減を図ることはもとより、水道水使用量の節約をすること等によりコスト縮減を図る。

なお、建設汚泥の脱水・乾燥施設のうち、処理能力が10m<sup>3</sup>/日（天日乾燥は100m<sup>3</sup>/日）を超えるものについては、産業廃棄物処理施設（中間処理施設）となる場合があるため、施設の設置にあたっては、さいたま市産業廃棄物指導課と協議すること。

## ③ 現場内利用(自ら利用<sup>注1)</sup>)の検討

工事現場内での発生抑制、縮減について最大限の検討を行った後、それでも建設汚泥が発生する場合は、建設汚泥の減量化・再資源化を図るため、現場内利用(自ら利用)の採用について検討し、できる限りこれを実施する。

排出事業者（原則として、元請業者が該当）が現場内利用する場合には、自ら中間処理等を行って客観的な有価性（一般的に有価物として市場で取引されている資材と同等の製品価値）が見いだせる建設資材としてから利用しなければならない。この場合、個別指定制度の指定を受ける必要はない。

建設汚泥を埋め戻し材料等として自ら利用するときは、使用材料としての品質に適合するよう脱水等の中間処理を行い、かつ高度な質的改良を行うことが必要である。

なお、建設汚泥は産業廃棄物に該当し、「廃棄物処理法」の適用を受けるので、その利用又は処分に当たって疑義のある場合はさいたま市産業廃棄物指導課と協議すること。

注1) 自ら利用とは、他人に有償売却できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することをいい、他人に有償で売却できないものを排出事業者が使用することは自ら利用に該当しない。

なお、有償売却できる性状のものとは、利用用途に照らして有価物に相当する品質を有するものをいう。建設汚泥及びがれき類の自ら利用に当たっては、その利用用途に応じた適切な品質を有していることが必要である。

## ④ 工事間利用の検討

工事現場内で発生抑制、縮減(脱水等)及び現場内利用の最大限の検討を行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない場合は、できる限り工事間利用を促進するものとする。

工事間利用は、再生利用指定制度（個別指定制度<sup>注2)</sup>、一般指定制度<sup>注3)</sup>）、再生利用認定制度（大臣指定制度）及び再資源化施設で改良する場合の方法により行うこととする。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に他の建設工事現場が無い場合、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、縮減(脱水等)を行った上で最終処分することができる。

なお、建設汚泥は産業廃棄物に該当し、「廃棄物処理法」の適用を受けるので、その利用又は処分に当たって疑義のある場合は、さいたま市産業廃棄物指導課と協議すること。（工事間利用の相手先の検索については、第2章 2-2 (1) ②を参照すること）

**ア 再生利用指定制度による工事間利用**

再生利用指定制度のうち、個別指定制度とは、指定を受けようとする者の申請を受け、さいたま市長が指定するもので、廃棄物の種類、発生場所、再生利用の場所および用途が指定される。この指定を受けた場合は、その申請者は廃棄物処理業の許可を取らなくても、その廃棄物の再生利用ができるものである。

建設汚泥については、生活環境の保全上支障を生じさせないものは、市による個別指定により、埋戻し材料等として再生利用することが可能となる。

なお、個別指定制度を活用する場合、さいたま市産業廃棄物指導課と協議が必要である。

**イ 再生利用認定制度(大臣指定制度)による工事間利用**

再生利用者の申請を受け環境大臣が認定するもので、廃棄物処理法施行規則・告示に定められた基準に適合している場合に認定される。認定を受けた者は、「廃棄物処理法」における中間処理業及び施設設置の許可が不要となり、再生利用が容易となる。

建設廃棄物では、高規格堤防の築堤材として使用する建設汚泥（シールド工法を用いた掘削工事や杭基礎工法に伴う掘削工事などに伴って生じた無機性のものに限る。）が、認定の対象となっている。

**ウ 再資源化施設による工事間利用**

工事現場内で発生抑制、縮減（脱水等）及び現場内利用を最大限の検討を行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない場合で、工事現場内に改良スペースが確保できず、かつ、再資源化施設の活用が可能な場合は、再資源化施設を経由した上で工事間利用を行う。

ただし、再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が50kmを越える場合、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

注2) 個別利用制度とは、指定を受けようとする者が都道府県知事等に申請し、知事等が審査の結果、必要かつ適当と判断した場合に「再生利用業者」として指定するものであり、指定を受けたものは産業廃棄物処理業の許可が不要となる。なお、再生利用業者には、建設汚泥の再生活用を行う「再生活用業者」と、再生利用のために建設汚泥の収集又は運搬を行う「再生輸送業者」の2種類がある。

注3) 一般指定制度とは、都道府県等内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県等が産業廃棄物を特定し、その収集、運搬、処分を行う者を一般的に指定するものである。

**⑤ 再資源化施設の活用**

現場内利用や工事間利用ができない建設汚泥については、原則として再資源化施設に搬入の上、再資源化あるいは減量化を図るものとする。

また、再資源化施設にて中間処理した後の処理物が縮減（脱水等）しただけで最終処分されることの無いよう、確実に市販化を行なっている再資源化施設へ搬出するよう努める。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合は、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

なお、建設汚泥は産業廃棄物であることから、運搬及び処分を委託する場合は、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に委託し、適切な再生利用又は最



終処分が行われたことを確認しなければならない。（適正処理の確認については、（3）工事着手前①及び（5）工事完了時①を参照すること）

**⑥ 建設汚泥処理土利用基準**

建設工事に伴い副次的に発生する汚泥の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的に策定されている。（平成18年6月12日付け国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号「建設汚泥処理土利用技術基準について」より）

**(2)設計・積算時**

**① リサイクル計画書(積算段階)の作成・報告**

**② リサイクル阻害要因説明書の作成・報告**

設計者は、「建設リサイクルガイドライン」に定める「リサイクル計画書（積算段階）」及び「リサイクル阻害要因説明書」（リサイクル率が目標値に達しない場合）を設計前に作成し、建設副産物推進員（さいたま市建設副産物対策協議会委員）に当該工事のリサイクル状況を説明して承諾を受け、工事起工時に添付するものとする。

作成書類	ア リサイクル計画書（積算段階）
	イ リサイクル阻害要因説明書

**③ 運搬費、処分費等の計上**

**i) 工事間利用の場合**

利用側工事の求める品質等を満足させるために必要な改良費用、土質試験及び利用側工事現場までの運搬費用を搬出側工事が負担することを基本に搬出側工事の発注者と利用側工事の発注者の間で個別に協議、決定する。

また、建設汚泥処理土の利用に必要な検討、生活環境の調査等は、利用側工事が行い、その費用を負担する。

**ii) 再資源化施設を活用する場合**

再資源化施設へ搬入する場合は、指定処分を原則とし、最も経済的な費用〔運搬費＋処分費（廃材持込料）〕を積算する。

**④ 特記仕様書への条件明示**

**i) 現場内利用の場合**

品質の具体的な目標値を明示する。

**ii) 工事間利用の場合**

再生利用指定制度（個別指定制度、一般指定制度）、再生利用認定制度（大臣指定制度）及び再資源化施設による工事間利用を行うことについて、その内容を明示する。

第5章の特記仕様書（記載例）を参考とする。

## ⑤ 留意事項

## i) 工事間利用の場合

ア 建設汚泥処理土として当該現場外で再生利用（再生利用指定制度（個別指定制度、一般指定制度）及び再生利用認定制度）による工事間利用を図る場合には、発注者は、利用側工事が決定した場合、当該利用側工事の発注者と受入に当たっての品質及びその確認方法、時期等の条件について速やかに協議・調整を行い、調整が完了した旨を文書にて取り交わす。

なお「工事間利用調整が完了した旨の文書」は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」により作成する。

イ 数量の増減、運搬距離の増減等により設計変更を行う。

## ii) 再資源化施設を活用する場合

ア 発生側工事の発注者は、設計・積算に当たり、再資源化施設の処理能力、受入時間、受入条件等に十分留意する。

イ 建設副産物情報交換システム

再資源化施設の選定に当たっては、建設副産物のリサイクルをより円滑に行うため、建設副産物情報交換システムの活用を行う。

なお、登録された施設のうちから縮減（脱水等）及び再資源化の割合が高く最終処分の割合が低い施設を選択し、再資源化施設内における縮減（脱水等）及び再生利用の方法や割合、搬入された建設汚泥の一部が最終処分される部分がある場合の最終処分場について、施設の評価や受け入れ単価の調査、把握、集約を行い、積算業務等の資料として活用する。

ウ 数量の増減、運搬距離の増減等により設計変更を行う。

## (3) 工事着手前

## ① 元請業者と処分業者・収集運搬業者との委託契約締結の指示、確認

監督員は、建設廃棄物（建設汚泥）の処理にあたっては、廃棄物処理法に基づき、排出事業者（元請業者）が処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するよう指示し、処理委託契約書の写し、再資源化施設等の許可証の写しなどにより適正処理を確認する。

なお、収集運搬業務も委託する場合は、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を別に締結するよう指示し、収集運搬委託契約書の写しによりその内容を確認する。

## ② 施工計画書等の受理

監督員は、施工計画書において、建設廃棄物処理計画の作成を請負者に指示し、内容を確認する。

建設廃棄物の処理計画書については、第6章「6-3 建設廃棄物の処理計画書に記載する内容」を参考とする。

また、自ら利用を行う際には、さいたま市産業廃棄物指導課への届出等の手続きは不要であるが、より適切な再生利用を図る観点から、元請業者に処理方法、利用用途等を記載した「利用計画書」を作成させる。

なお、「自ら利用を行う場合の利用計画書」は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」により作成する。

## ③ 再生資源利用促進計画書の受理、確認

200 t以上の建設汚泥を搬出する場合、監督員は「資源有効利用促進法」に基づき、「再生資源利用促進計画書」の作成を請負者に指示し、施工計画書に添付させ内容を確認する。

計画書の作成は、建設リサイクルデータ統合システム＜CREDA S＞入力システムとする。

また、本市では、建設副産物実態調査の精度を確保するため、請負金額100万円以上の工事を調査対象としているので、これに該当する工事についても「再生資源利用促進計画書」を作成させることとする。

なお、＜CREDA S＞のデータは、工事完成時に技術管理課へ提出する。

## (4)工事中

### ① 再生利用と適正処理の推進

自ら利用を行う際には、元請業者に「利用計画書」の実施状況について記録させる。

なお、「実施状況の記録」は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」により作成する。

監督員は、建設汚泥処理土が工作物の埋戻し、土木構造物の裏込め、道路用盛土、河川築堤、土地造成、鉄道盛土等で土質材料としての品質基準等を満たしているか確認する。

## (5)工事完了時

### ① 適正処理の確認

監督員は、建設廃棄物（建設汚泥）の処理を委託した場合、適正な処理を確認するため、マニフェストシステム（電子マニフェストを含む）によるA票、B2票、D票、E票の提示を求め、処理状況を確認するとともに、D票、E票の写しの提出を指示する。

また、自ら利用や再生資源利用制度を活用した場合には、マニフェストの交付が不要とされているが、中間処理や収集運搬を他者に委託する場合には最終的な搬出先、運搬量等を記載した伝票を元請業者に作成させる。

さらに、再資源化施設への搬入の事実のみならず、発生した建設汚泥を最終的にどのように再生利用、最終処分等したかを記載した書類を元請業者に作成させ、中間処理後にセメント工場等の建設資材製造施設又は管理型最終処分場にて適正に処理されたことを確認する。

なお、「自ら利用、再生利用制度の活用における伝票」及び「発生した建設汚泥を最終的にどのように再生処分等したかを記載した書類」は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及び「建設汚泥の再生利用に関する実施要領」により作成する。

### ② 再生資源利用促進実施書の受理、確認

監督員は、(3)③に該当する工事について、「資源有効利用促進法」に基づき、工事完了時に「再生資源利用促進実施書」の作成を請負者に指示し内容を確認する。

実施書の作成は、建設リサイクルデータ統合システム＜CREDA S＞入力システムとする。

なお、＜CREDA S＞のデータは、工事完成時に技術管理課へ提出する。

## 第5章 特記仕様書(記載例)

本市の発注する建設工事において、建設副産物に関する条件明示をする場合は、以下の記載例を参考とする。

### 5-1 特記仕様書(建設発生土)

#### ① 指定処分の場合

(建設発生土の搬出)

第〇条 建設発生土は、下記に示す条件により工事間利用を図るものとする。なお、搬出の手続き等は監督員の指示による。

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| ア 搬出先(場所、相手先工事等) | 〇〇市〇〇地内、〇〇〇工事             |
| イ 土質及び処分量        | 第〇種建設発生土 〇〇m <sup>3</sup> |
| ウ 搬出時期           | 平成〇〇年〇〇月～平成〇〇年〇〇月         |

#### ② (株)建設資源広域利用センター利用の場合

(建設発生土の搬出)

第〇条 建設発生土〇〇m<sup>3</sup>は、(株)建設資源広域利用センター(以下「UCR」という。)の受入地である〇〇市〇〇地内に搬出する。

- UCRの利用に当たっては、請負業者はUCRに土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。なお、実施に当たっては、監督員の指示を受けるものとする。

#### ③ 準指定処分の場合

(建設発生土の搬出)

第〇条 建設発生土は、受入地までの片道運搬距離を〇〇kmと想定し、敷均しを行うものとする。運搬距離等が変更になった場合は、契約変更の対象とする。

#### ④ 搬入土の場合

(建設発生土の搬入)

第〇条 本工事の盛土に使用する土砂は、〇〇市〇〇地内、〇〇〇工事から運搬された建設発生土を利用することとし、原則として運搬に要する費用は、発生側の負担とする。

## 5-2 特記仕様書(建設汚泥)

### ① 現場内利用(自ら利用)

(建設汚泥の利用)

第〇条 建設汚泥は、下記に示す品質に処理し、本工事現場内において〇〇として利用するものとする。

なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア 工法等	現場内利用のための処理工法等
イ 土質及び利用量	〇〇〇〇(ローム、シルト、砂質等) 〇〇m <sup>3</sup>
ウ 利用品質	第〇種処理土に相当する品質に改良すること
エ 利用場所	〇〇市〇〇地内、〇〇〇工事
オ 施工条件	昼夜間の別、環境対策、仮置き等

### ② 個別指定制度、一般指定制度による工事間利用

(個別指定、一般指定制度による工事間利用)

第〇条 建設汚泥は、本工事で泥状を呈しなくなるように改良し、個別指定制度、一般指定制度による工事間利用により下記の工事に搬出するものとする。なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア 搬出場所	〇〇市〇〇地内、〇〇〇工事
イ 連絡先	〇〇建設〇〇作業所、TEL 〇〇〇—〇〇〇〇
ウ 土質及び土量	〇〇〇〇(ローム、シルト、砂質等) 〇〇m <sup>3</sup>
エ 土質条件	搬出に先立ち、土壤環境基準に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を搬出先工事の請負者に連絡すること
オ 要求品質	第〇種処理土に相当する品質に改良すること
カ 搬出条件	昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等
キ 事前調整	利用側工事への搬出に先立ち、搬出先工事の請負者と綿密に調整を行うこと

### ③ 再資源化施設による工事間利用

(再資源化施設による工事間利用)

第〇条 建設汚泥は、再資源化施設を経由した上で工事間利用により下記の工事に搬出するものとする。

以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、以下の施設以外の場所を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア 搬出場所	〇〇市〇〇地内の再資源化施設
イ 運搬距離(想定)	約〇〇km
ウ 搬出量	約〇〇m <sup>3</sup>
エ 搬出条件	昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等
オ 利用場所	〇〇市〇〇地内、〇〇〇工事
カ 連絡先	〇〇建設〇〇作業所、TEL 〇〇

キ 土質及び土量	〇〇〇〇（ローム、シルト、砂質等）〇〇m <sup>3</sup>
ク 土質条件	搬出に先立ち、土壤環境基準に従った土質試験を地山状態で実施し、その結果を搬出先工事の請負者に連絡すること
ケ 要求品質	第〇種処理土に相当する品質に改良すること
コ 搬出条件	昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等
サ 事前調整	利用側工事への搬出に先立ち、搬出先工事の請負者と綿密に調整を行うこと

#### ④ 再資源化施設の活用

（再資源化施設の利用）

第〇条 建設汚泥は、再資源化施設へ搬出し、資源リサイクルの促進に努めるものとする。以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、以下の施設以外の場所を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬出場所	〇〇市〇〇地内の再資源化施設
イ 運搬距離（想定）	約〇〇k m
ウ 搬出量	約〇〇m <sup>3</sup>
エ 搬出条件	昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

#### ⑤ 個別指定制度、一般指定制度による受入

（個別指定、一般指定制度による受入）

第〇条 本工事で使用する土質材料は、下記の工事現場で改良された建設汚泥処理土を、個別指定制度、一般指定制度により受け入れて使用する。なお、利用手続き等は監督員の指示による。

ア 発生場所	〇〇市〇〇地内、〇〇〇工事
イ 連絡先	〇〇建設〇〇作業所、TEL〇〇
ウ 要求品質及び土量	第〇種処理土に相当する品質〇〇m <sup>3</sup>
エ 搬入条件	昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等
オ 事前調整	発生側工事への搬入に先立ち、発生側工事の請負者と綿密に調整を行うこと

# 建設副産物の手引き 様式編

# 建設副産物の手引き 様式編

## 目 次

建設副産物関係様式 .....	5 4
建設副産物の適正処理に関する作成書類と検討事項 .....	5 5
<b>I 建設リサイクルガイドラインによる様式</b>	
リサイクル計画書（概略設計・予備設計） .....	5 6
リサイクル計画書（詳細設計） .....	5 7
リサイクル計画書（積算段階） .....	5 8
阻害要因説明書 .....	5 9
再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書） .....	6 0
<b>II 建設発生土のお知らせ</b> .....	6 2
<b>III 建設リサイクル法による様式</b>	
法律第12条第1項の説明書 .....	6 3
分別解体等の計画等（別表1～3） .....	6 4
法律第11条の通知書 .....	6 7
法律第13条に基づく書面（様式1～3） ..	6 8
再資源化等報告書 .....	7 1
<b>IV 産業廃棄物処理票（マニフェスト）</b> .....	7 3
<b>V 建設汚泥の再利用に関するガイドラインによる様式</b>	
建設汚泥の工事間利用に関する確認書（様式1） .....	7 4
建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）（様式2） .....	7 5
建設汚泥リサイクル伝票（様式3） .....	7 6
建設汚泥再生資源化等実績書（様式4） .....	7 7



## 建設副産物関係様式

建設副産物の適正処理に係る書類を作成するため、表－１に示す書類の様式を次頁以降に掲載する。

表－１ 関係書類の作成・提出早見表

書 類 名	作成者	作成・提出 時期	提出先	部数	摘 要	様式頁	
建設リサイクルガイドライン	リサイクル計画書（概略設計・予備設計）	発注者	計画時	—	1		56
	リサイクル計画書（詳細設計）	発注者	設計時	—	1		57
	リサイクル計画書（積算段階）	発注者	設計・積算時	建設副産物推進員	1		58
	阻害要因説明書	発注者	設計・積算時	建設副産物推進員	1	リサイクル率が目標に達しない場合に作成	59
	再生資源利用計画書	請負者	工事着手前	発注者	1	CREDASにより作成	60
	再生資材利用促進計画書						61
	再生資源利用実施書	請負者	工事完了時	発注者	1	CREDASにより作成	60
再生資材利用促進実施書	61						
建設発生土搬出のお知らせ	請負者	工事着手前	発注者	1		62	
			市町村	1			
建設リサイクル法	法律第12条第1項の説明書	請負者	契約時	発注者	1		63
	法律第11条に基づく通知書	発注者	工事着手前	受理機関	1		67
	法律第13条に基づく書面	請負者	契約時	発注者	1		68
	再資源化等報告書	請負者	工事完了時	発注者	1		71
廃棄物処理法	産業廃棄物処理票（マニフェスト）	請負者	工事完了時	発注者	1	D票、E票の写し又は、受渡確認票を提出	73
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン	工事間利用に関する確認書	発注者（発生側） （利用側）	設計・積算時	発注者（利用側） （発生側）	2 各自 保有		74
	建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）	請負者	工事着手前	発注者	1		75
	建設汚泥リサイクル伝票	請負者	工事完了時	発注者	1		76
	建設汚泥再生資源化等実績書	請負者	工事完了時	発注者	1		77

# 建設副産物の適正処理に関する作成書類と検討事項

事業段階	作業	共通	建設発生土	建設発生石	アスファルト・コンクリート コンクリート 建設発生木材	建設汚泥
計画時	作成書類	リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>工法の検討</li> <li>工事間利用の検討</li> <li>建設汚泥との関係</li> <li>汚染土への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生資材の利用の検討</li> <li>現場内利用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生を抑制する工法の検討</li> <li>現場内利用の検討</li> <li>工事間利用の検討(再生利用指定制度、再生利用認定制度)</li> <li>再資源化施設の活用</li> </ul>	
	検討事項					
設計・積算時	作成書類	リサイクル計画書(積算段階) リサイクル相害要因説明書 特記仕様書<条件明示>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件明示事項の確認(受入先処理能力、容量、受入時間、受入条件、運搬距離)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積込費、運搬費、敷均し費、処分費の計上</li> <li>指定処分を原則とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別解体等の方法の検討</li> <li>再資源化施設への運搬費、処分費の計上</li> <li>指定処分を原則とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事間利用に関する確認書</li> </ul>
	検討事項					
工事着手前	作成書類	再生資源利用促進計画書 ※搬出工事用 再生資源利用計画書 ※搬入工事用 施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設発生土搬出のお知らせ ※100m<sup>3</sup>以上搬出の場合 土砂たい積計画書(500m<sup>2</sup>～) ※工事間利用の場合は対象外 土砂排出届出書(500m<sup>3</sup>～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別解体等の説明書(建リ法12条)</li> <li>建リ法19条に基づく書面 ※契約書に添付</li> <li>建リ法11条に基づく通知</li> <li>建設廃棄物処理委託契約書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物処理委託契約書</li> <li>建設汚泥再生利用計画(自ら利用)</li> <li>建設発生土搬出のお知らせ ※100m<sup>3</sup>以上搬出の場合 土砂たい積計画書(500m<sup>2</sup>～)</li> <li>土砂排出届出書(500m<sup>3</sup>～)</li> </ul>	
	検討事項					
工事中	作成書類	不適正処分、不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工過程での品質保証・施工管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工手順の確認</li> <li>分別解体等の方法の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用と適正処理の推進</li> </ul>	
	検討事項					
工事完了時	作成書類	再生資源利用促進実施書 ※搬出工事用 再生資源利用実施書 ※搬入工事用	<ul style="list-style-type: none"> <li>受入先を証明する資料 ※契約書、明細書、写真等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物マニフェスト</li> <li>再資源化報告書(建リ法18条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃棄物マニフェスト</li> <li>建設汚泥リサイクル伝票</li> <li>建設汚泥再生資源化等実績書</li> </ul>	
	検討事項					
備考	受入先		条件明示に従う	条件明示に従う必要はない	条件明示に従う	条件明示に従う
	設計変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬距離、受入費、数量の増減による設計変更が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>は不要</li> <li>現場条件や数量の増減等、請負者の責に よらない場合は設計変更可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬距離、受入費、数量の増減による設計変更が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>は担当者(設計受託者)が作成する書類</li> </ul>

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関連名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用 可能量	③再生材利用 可能量	④新材利用 可能量	⑤再生資源利用率 (②+③) / ① × 100	備考
土砂	m3	m3	m3	m3	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

\*最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用 可能量	⑧他工事への 搬出可能量	⑨再生資源化施設 への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 ⑦/⑥ × 100	備考
建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	
取り壊し建物	件						

\*地図、航空写真、踏査等から検討する。

\*利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

\*建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書（詳細設計）

1. 事業（工事）概要

発注機関連名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用 可能量	③再生材利用 可能量	④新材利用 可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土砂	m3	m3	m3	m3	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

\*最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用 可能量	⑧他工事への 搬出可能量	⑨再生資源化施設 への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 ⑦/⑥×100	備考
第1種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	
第2種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	
第3種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	
第4種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	
泥土（浚渫土）	m3	m3	m3	m3	m3	%	
合計	m3	m3	m3	m3	m3	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

\*建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④第4種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

\*建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

\*利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

\*建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうちコーン指数200kN/m<sup>2</sup>未満のもの。

リサイクル計画書（積算段階）

建設副産物推進員

1. 事業（工事）概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用量 (減量化量)	③再生材利用量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③) / ①×100	備考
土砂	m3	m3	m3	m3	%	
碎石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

\*最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量 (減量化量)	⑧他工事への 搬出量	⑨再生資源化施設 への搬出量	⑩ストックヤードへの 搬出量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥)×100	⑫有効利用率 (⑦+⑧+⑨+⑩) / ⑥×100
第1種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	%
第2種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	%
第3種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	%
第4種建設発生土	m3	m3	m3	m3	m3	%	%
泥土(浚渫土)	m3	m3	m3	m3	m3	%	%
合計	m3	m3	m3	m3	m3	%	%
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%

\*建設発生土の区分（既存資材から判断するものとする。）

①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。

②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。

③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

\*建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

\*建設汚泥、建設発生木材の「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

\*「⑩ストックヤードへの搬出量」には、多工事に再利用されることが予想される場合のみ記入する。

\*「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうちコーン指数200kN/m<sup>2</sup>未満のもの。

# リサイクル阻害要因説明書

## I. 設計概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
工期(予定)	

## II. 建設資材利用計画

上段：目標値、下段：達成値	土砂	砕石	アスファルト混合物
再生資源利用率の目標値 (100%)を達成できない理	%	%	%
	%	%	%
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他(下のカッコ内に記入)			

その他

## III. 建設副産物搬出計画・実績

### 1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

上段：目標値、下段：達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート
目標値を達成できない理由	%	%	%
	%	%	%
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下のカッコ内に記入)			

その他

### 2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

上段：目標値、下段：達成値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
目標値を達成できない理由	%	%	
	%	%	
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他(下のカッコ内に記入)			

その他

注) 建設混合廃棄物については、出来る限る分別(特定建設資材は分別解体)を行い、発生量を減らす事を目標とする。

それぞれの品目で再生資材利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合

(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下のカッコ内に具体的に記述する。

様式1 再生資源利用計画書（実施書） ー建設資材搬入工事用ー 「建設リサイクルガイドライン」様式ー

1. 工事概要

発注機関名	発注担当者チェック欄	
	担当者	TEL

加盟団体名		
請負会社名	記入年月日	平成 年 月 日
TEL	工事責任者	
FAX	調査票記入者	

工事名	請負金額	再資源化等完了した年月日	再資源化等完了した年月日
工事施工場所	工期（開始）	平成 年 月 日	平成 年 月 日
（相先等）	工期（終了）	平成 年 月 日	平成 年 月 日
工事概要等	施工条件の内容		

建築面積	m	階数（地上）	階
延床面積	m	階数（地下）	階
構造		用途	

2. 建設資材利用計画

分類	建設資材（新材を含む全体の利用状況）		左記のうち、再資源材の供給元場所				再生資源 利用率 (B)/(A)*100
	小分類	規格	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	
特定建設資材	コンクリート		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
特定建設資材	コンクリート及び鉄から成る建設資材		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
特定建設資材	木材		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
特定建設資材	アスファルト混合物		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
その他建設資材	土砂		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
その他建設資材	砕石		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
その他建設資材	塩化ビニル管・継手		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
その他建設資材	石膏ボード		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)
その他建設資材	その他の建設資材		(ト)				(ト)
			(ト)				(ト)
	合計		(ト)				(ト)

様式2 再生資源利用促進計画書（実施書） 一建設副産物搬出工事用一

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類 場外搬出時の 性状	①発生量 (細目等) =②+③+④		現場内利用		減量化		現場外搬出について				再生資源利用 促進率 (②+③+④) / ① (%)			
	用途	②利用量	うち現場内 処理量	減量化 法	③減量化 量	搬出先名称	区分	準工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離		搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分
特定 廃棄物		(ト>)	(ト>)			搬出先1				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
コンクリート塊		(ト>)	(ト>)			搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
建設副産物 (注: 一部は木材製材 が廃棄物となったもの)		(ト>)	(ト>)			搬出先1				50				(ト>)
アスファルト・ コンクリート塊		(ト>)	(ト>)			搬出先1				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
その他がれき類		(ト>)				搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
建設発生木材B (立木、除根等々が廃 棄物となったもの)		(ト>)	(ト>)			搬出先1				50				(ト>)
建設汚泥		(ト>)	(ト>)			搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
金属くず		(ト>)				搬出先1				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
廃塩化ビニル管		(ト>)				搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
廃塩化ビニル管 ・継手		(kg)				搬出先1				50		(kg)	(kg)	(kg)
廃プラスチック (注: 一部は「骨・骨・ 継手を除く」)		(ト>)				搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
廃石膏ボード		(ト>)				搬出先1				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
紙くず		(ト>)				搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
アスベスト (飛散性)		(ト>)				搬出先1				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
その他の分別 された廃棄物		(ト>)				搬出先2				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
適合仕様の廃棄物 (建設副産物)		(ト>)				搬出先1				50		(ト>)	(ト>)	(ト>)
第一種 建設発生土		(kg)	(kg)			搬出先2				50		(kg)	(kg)	(kg)
第二種 建設発生土		(kg)	(kg)			搬出先1				50		(kg)	(kg)	(kg)
第三種 建設発生土		(kg)	(kg)			搬出先2				50		(kg)	(kg)	(kg)
第四種 建設発生土		(kg)	(kg)			搬出先1				50		(kg)	(kg)	(kg)
浚渫土 (建設汚泥を除く)		(kg)	(kg)			搬出先2				50		(kg)	(kg)	(kg)
合計		(kg)	(kg)							50		(kg)	(kg)	(kg)



建設発生土搬出のお知らせ

平成 年 月 日

様

会社名：

現場代理人氏名：

下記のとおり貴市町村内への受入先に建設発生土を搬出いたしますのでお知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 現 場	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
監 督 員	職 名： 氏 名：
連 絡 先 機 関 ・ 電 話 番 号	担 当 名： TEL
工 事 請 負 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 電 話 番 号	氏 名： TEL
建 設 発 生 土 の 運 搬 業 者	
建 設 発 生 土 の 受 入 先 名	
受 入 先 の 回 答 や 許 可 に つ い て	番 号 (農地転用、開発許可、その他)
受 入 先 住 所	
建 設 発 生 土 の 運 搬 経 路	運搬距離 km 経路 別添図面のとおり
建 設 発 生 土 の 運 搬 時 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
建 設 発 生 土 の 土 質 、 土 量	土 質： 搬出量： m <sup>3</sup>

# 説 明 書

平成 年 月 日

様

氏名

(郵便番号 ー ) 電話番号 ー ー

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 説明内容 添付資料のとおり

4. 添付資料

①別表（別表 1～3 のうち該当するものに必要事項を記載したもの）

別表 1（建築物に係る解体工事）

別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他 ( )		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 敷地境界との最短距離 約____m その他 ( )		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容  【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 → ②特定建設資材に付着していない場合 →	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他 ( )		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( )		
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材への付着物	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small> <input type="checkbox"/> 飛散性石綿 (吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等)  <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (石綿含有ビニール床タイル等)         </small>	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出 (大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無 ( )	
その他	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <small> <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿)  <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等)  <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿 (スレートボード等)         </small>	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出 (大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施 (※事前措置が必要な場合)	
	その他			
工事内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	分別解体等の方法 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )		
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 ( )		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他		発生が見込まれる部分 (注)		
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤		
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数_____年、棟数_____棟 その他（ _____ ）		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 敷地境界との最短距離 約_____m その他（ _____ ）		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他（ _____ ）	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他（ _____ ）	
	【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 →	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等） <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル等）	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他	<input type="checkbox"/> 有（ _____ ） <input type="checkbox"/> 無（ _____ ）	
②特定建設資材に付着していない場合 →	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】（鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿） <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】（石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等） <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿（スレートボード等）	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出（大防法、労安衛法・石綿予防規則） <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施（※事前措置が必要な場合）	
その他				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根		屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他（ _____ ）		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込み量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
（注） ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

## 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )			
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他( )			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数_____年 その他( )		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約_____m その他( )		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容 【石綿関係の記載】 ①特定建設資材に付着している場合 → ②特定建設資材に付着していない場合 →	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等) <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 無( ) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施	
	石綿(解体・維持・修繕のみ)	その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) <input type="checkbox"/> 無( ) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)	
その他	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序(解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン			
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み トン	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 通 知 書

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

さいたま市長 様

通知者職氏名： \_\_\_\_\_  
住 所： \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

発 注 者	職 氏 名			
	住 所	〒		
連 絡 先	所 属 名			
	<small>フリガナ</small> 担当者職氏名			
	電 話 番 号	—	—	(内線 _____)
工 事 の 内 容	工 事 の 名 称			
	工 事 の 場 所	県 _____ 市町村 _____		
	工 事 の 概 要	<b>工事の種類</b> <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( _____ ) 注1  <b>工事の規模</b> 建築物に係る解体工事    用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup> 建築物に係る新築又は増築の工事用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円(税込)		
	工 期	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 工事着手予定日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
	廃棄物発生見込量	コンクリート塊 _____ トン	アスファルト・コンクリート塊 _____ トン	建設発生木材 _____ トン
	請 負 者	会 社 名	<small>フリガナ</small> 現場代理人氏名	
		所 在 地	〒	
	電 話 番 号	—	—	(内線) _____ FAX _____

※受付番号： \_\_\_\_\_

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

様式 1

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①建築設備・内装材等 □有 □無	建築設備・内装材等の取り外し □手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材 □有 □無	屋根ふき材の取り外し □手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分 □有 □無	外装材・上部構造部分の取り壊し □手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい □有 □無	基礎・基礎ぐいの取り壊し □手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他( ) □有 □無	その他の取り壊し □手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額) \_\_\_\_\_ 円

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額) \_\_\_\_\_ 円

様式 2

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(うち取引に係る消費税額) \_\_\_\_\_ 円



様式 3

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体等の方法	①仮設 仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工 土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎 基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造 本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( ) □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額) \_\_\_\_\_ 円

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税額) \_\_\_\_\_ 円

# 再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円

(うち取引に係る消費税額) 万円

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙（13条3、18条4関係）

（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

様式第二号の六（第八条の二十一関係）

産 業 廃 棄 物 管 理 票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	交付担当者	氏名		
事業者	氏名又は名称		事業場	名称		
	住所 千 電話番号			所在地 千 電話番号		
産業廃棄物	種類		数量		荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称		運搬先の事業場	名称		
	住所 千 電話番号			所在地 千 電話番号		
処分受託者	氏名又は名称		積替え又は保管	所在地 千 電話番号		
	住所 千 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 (印)	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量
	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 (印)	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

1. 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。

(様式1)

建設汚泥の工事間利用に関する確認書

平成 年 月 日

甲 ㊟

乙 ㊟

甲及び乙は、下記の通り、甲発注工事において発生する建設汚泥を、乙発注工事において建設汚泥処理土として利用する予定であることについて、確認する。

建設汚泥の 排出を予定 している工 事 (甲発注)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担 当 者	部課係名		
		担当者名		
連絡先		TEL	E-mail	
建設汚泥処 理土の利用 を予定して いる工事 (乙発注)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担 当 者	部課係名		
		担当者名		
連絡先		TEL	E-mail	
工事間利用 の概要	工事間利用 予定量	排出予定量	m <sup>3</sup> t	
		利用予定量	m <sup>3</sup> t	
	排出予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	利用予定時期	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
	利用用途			
	処理土の品質			

※工事間利用予定量、排出・利用予定時期は、本工事間利用に関係する分のみである。

(様式2)

建設汚泥再生利用計画書（自ら利用）

作成日 平成 年 月 日

排出事業者	会社名		
	所在地		
	担当	部課係名	
		担当者名	
連絡先	TEL		
		E-mail	
発生工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注機関名		
	発生予定量		m <sup>3</sup> t
	発生予定時期		
利用工事	工事件名		
	工事場所		
	工事概要		
	発注機関名		
	利用予定量		m <sup>3</sup> t
	利用予定時期		
	利用用途		
処理の概要	中間処理の場所・方法	場所：	処理方法：
	再生品の品質		
	収集運搬の委託先		

	排出事業者	排出工事発注者	利用工事発注者
担当者印 又はサイン			

※発生から再生利用に至るフロー図を併せて作成すること

発生予定量、発生予定時期等は、本自ら利用に関係する部分のみである。

(様式3)

建設汚泥リサイクル伝票

伝票No. \_\_\_\_\_

発生側工事	工事件名			
	工事場所			
	請負社名			
	所在地			
	担当者名			
	連絡先	TEL		
	E-mail			
運搬数量・性状		m <sup>3</sup> t	処理前	処理後
運搬者	会社名			
	所在地			
	連絡先	TEL		
		E-mail		
	車両番号,車種	車両番号：	車種：	
	運搬者名			
中間処理者	施設等名			
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先	TEL		
		E-mail		
	担当者名			
中間処理方法				
再生品品質				
再生品数量		m <sup>3</sup> t		
最終搬出先	施設等名			
	施設場所			
	会社名			
	所在地			
	連絡先	TEL		
		E-mail		
	担当者名			

	排出事業者	運搬者	搬出先	最終搬出先
担当者印 又はサイン				
日付				

(様式4)

建設汚泥再資源化等実績書

排出事業者		排出工事	
会社名		工事件名	
所在地		工事場所	
部課係名		工事概要	
担当者名		発注機関名	
連絡先	TEL E-mail	発生量、発生時期	発生量 $m^3$ t 発生時期：平成 年 月 ～平成 年 月
中間処理する場所		施設名称	
所在地		担当者名	
中間処理方法		連絡先	TEL E-mai
最終的な搬出先①		最終的な搬出先②	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	$m^3$ t	搬出量	$m^3$ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先	TEL E-mai	連絡先	TEL E-mai
最終的な搬出先③		最終的な搬出先④	
名称		名称	
所在地		所在地	
利用用途・品質		利用用途・品質	
搬出量	$m^3$ t	搬出量	$m^3$ t
会社名		会社名	
担当者名		担当者名	
連絡先	TEL E-mai	連絡先	TEL E-mai

※発生から再生利用・最終処分に至るフロー図・位置図を併せて作成すること

中間処理する場所が2箇所以上ある場合や、最終的な搬出先が5箇所以上ある場合には、本頁をコピーして作成すること

※最終的な搬出先については、製品として販売した場合にはその製造工場までとする。また、最終的な搬出先が建設工事である場合には、担当者にはその元請業者の担当者名を記載すること。





## 建設副産物の手引き

平成17年2月制定  
平成19年2月改定  
平成23年3月改定  
平成28年3月改定

発行 さいたま市建設副産物対策協議会

事務局 さいたま市建設局技術管理課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

